

令和6年8月 市営住宅入居者募集要項

1. 募集案内

(1)募集期間	令和6年8月 2日(金) 午前8時30分から 令和6年8月16日(金) 午後5時15分まで
(2)募集团地	<p>笠縫団地(上笠四丁目34番23号) 3戸 橋岡団地(橋岡町37番地2) 1戸 陽ノ丘団地(木川町1216番地1) 1戸 常盤団地C棟(志那中町54番地1) 2戸【子育て世帯募集枠】</p> <p>※子育て世帯の方(中学生以下(妊婦含む))は、常盤団地1戸とその他団地1戸の併願が可能です。両方当選した場合は、どちらか一方を選択していただきます。</p>
(3)申込方法	<p>申込用紙の郵送(当日消印有効)または持参(受付時間午前8時30分から午後5時15分まで。土日、祝日除く。)申込用紙は窓口またはホームページで取得できます。</p> <p>※申込みにあたり、マイナンバー(個人番号)等の確認をします。 詳しくは「3. マイナンバー(個人番号)について」を参照ください。</p>
(4)公開抽選	<p>令和6年8月29日(木)</p> <p>9時30分～: 笠縫団地412号 11時00分～: 笠縫団地902号 13時30分～: 笠縫団地1008号 15時00分～: 橋岡団地205号</p> <p>令和6年9月 2日(月)</p> <p>9時30分～: 陽ノ丘団地303号 13時30分～: 常盤団地C104号 15時00分～: 常盤団地C304号</p> <p>※区分毎で開始時刻が異なります。</p>
(5)抽選会場	<p>草津市役所(8階)大会議室(予定)</p> <p>※抽選の5日程前に文書にて通知するとともにホームページに掲載します。抽選の2日前までに送付がない場合や、ホームページで確認ができない場合は市営住宅課までご連絡ください。</p> <p>※抽選は原則本人出席。やむを得ない場合は委任状にて代理者が出席できます。</p> <p>※時間厳守。定刻後の入室は認めません。お車でお越しの方は、駐車場が混み合いますので、余裕を持ってお越しください。</p> <p>※各部屋の事前確認はできませんので、ご了承ください。</p>

(6)入居時期	令和6年11月頃
(7)団地概要	<p>家賃以外に共益費等の負担があります。</p> <p>駐車場あり（有料）</p> <p>※常盤団地の駐車場は町内会が運営されていますので、町内会に駐車場使用料を支払っていただく必要があります。今後、市において駐車場の整備を予定していますので、令和7年度以降は駐車場が市の運営となり、使用料が引き上げられる可能性があります。</p>

2. 申込資格(次のすべての要件を満たしている方が、お申し込みいただけます。)

(1) 草津市内に、住所または勤務地※を有すること。	<p>居住場所と住民票の住所が一致すること。</p> <p>※市外在住の方は、勤務地までの通勤に公共交通機関の乗車時間（乗り換え時間や待ち時間等を除く）が1時間以上かかること。（車で通勤されている場合であっても、公共交通機関の乗車時間で計算します。）</p>
(2) 市税を滞納していないこと。	未納や分納誓約をしている方は、申し込みできません。
<p>(3-1) 実際に同居している方または同居しようとする親族がいること。</p> <p>(※社会通念上、不自然と思われる世帯分離、家族構成は認められません。)</p>	<p>【同居しようとする親族とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○婚約者のある方 入居予定日から3か月以内に入籍し、同居可能な方 ○事実上の婚姻関係にある方 同一世帯の住民票により、続柄「未届けの妻(夫)」が確認できる場合に限りします。 ○「草津市パートナーシップ宣誓制度」に基づき宣誓された方 <p>※ただし、次のいずれかに該当する方は単身入居が可能です。（住居専用面積が60㎡未満の部屋に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○60歳以上の方 ○次の条件に該当する障害がある方 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度 ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度 <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>

<p>(3-2)【子育て世帯募集枠の要件】</p> <p>実際に同居し、もしくは同居しようとする中学生以下の子を扶養している方、または入居者もしくは同居者が妊娠している方。</p>	<p>遠隔地にいる子を扶養している場合は、当てはまりません。</p> <p>※子育て世帯募集枠である「常盤団地C棟2戸」への応募をする場合は、(3-2)の資格要件を必要とします。</p>						
<p>(4) 暴力団員でないこと。</p>	<p>同居しようとする方を含みます。</p> <p>※入居資格審査の際に暴力団員に該当するか否かを警察に照会します。</p>						
<p>(5) 入居しようとする方全員の合計収入月額が、右記の金額以下であること。(対象世帯によって上限金額が異なります。)</p>	<table border="0"> <tr> <td>①子育て世帯(18歳以下(妊婦含む))</td> <td>259,000円以下※</td> </tr> <tr> <td>②高齢者・障害者の方がいる世帯等</td> <td>214,000円以下</td> </tr> <tr> <td>③それ以外の世帯</td> <td>158,000円以下</td> </tr> </table> <p>※子どもが19歳以上となった場合や転居した場合、本来階層の収入基準(158,000円)を超えるときは、明渡努力義務と割増家賃が課される可能性があります。</p> <p style="text-align: right;">詳しくはお問い合わせください。</p>	①子育て世帯(18歳以下(妊婦含む))	259,000円以下※	②高齢者・障害者の方がいる世帯等	214,000円以下	③それ以外の世帯	158,000円以下
①子育て世帯(18歳以下(妊婦含む))	259,000円以下※						
②高齢者・障害者の方がいる世帯等	214,000円以下						
③それ以外の世帯	158,000円以下						
<p>(6) 現に住宅に困窮していること(次のいずれかに該当すること)。</p> <p>※現在、公営住宅に入居中の方は申し込みできない場合があります。また、持家のある方は、原則申し込みできません(⑥の方を除く)。</p>	<p>①部屋が狭い(下記基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者25㎡以下 ・2人以上の世帯10㎡×世帯人数+10㎡以下 <p>※ただし、3歳未満の方は0.25人、3歳以上6歳未満の方は0.5人、6歳以上10歳未満の方は0.75人として算定し、算定後の世帯人数が4人を超える場合は面積から5%を控除する。</p> <p>②住宅がないため親族(婚約者を含みます。)と同居できない。</p> <p>③家主から正当な理由により立ち退き要求を受けている。 (自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除きます。)</p> <p>④他の世帯と同居し、著しく生活上不便である。</p> <p>⑤住宅以外の建物または場所に居住している。</p> <p>⑥不良住宅(住宅地区改良法に規定される不良住宅と同程度)に居住している。</p> <p>⑦家賃が高い(収入月額に対する家賃の割合が25%以上の場合があります)。 (生活保護を受給されている方については、住宅扶助費の限度額を超える家賃額が、収入月額の25%以上の場合があります。)</p>						

	【参考】												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>3～5人世帯</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上世帯</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	限度額	1人世帯	41,000円	2人世帯	49,000円	3～5人世帯	53,000円	6人世帯	57,000円	7人以上世帯	63,000円
	世帯人数	限度額											
	1人世帯	41,000円											
	2人世帯	49,000円											
	3～5人世帯	53,000円											
6人世帯	57,000円												
7人以上世帯	63,000円												

3. マイナンバー（個人番号）について

草津市で市民税が課税されている方は抽選会前に所得の審査をさせていただきます。その場合は、申込みの際に次のことを確認します。

- ①【番号確認】…マイナンバー(個人番号)の確認を行います。
- ②【本人確認】…来庁された方の本人確認を行います。

	①マイナンバー（個人番号）確認	②本人確認
	マイナンバー（個人番号）カード	
確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し ・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票記載事項証明書 ・通知カード（最新の氏名、住所等が記載されているもの） <p style="text-align: center;">（上記のうちいずれか一つ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真付きの本人確認書類1点 （運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等） ・顔写真がない本人確認書類2点 （公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等） <p style="text-align: center;">（上記のうちいずれか一つ）</p>

※マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方は①と②の両方の確認ができます。

※マイナンバー（個人番号）カードをお持ちでない方は①と②を確認する為の書類がそれぞれ必要になります。

※郵送にて申込みされる際には、申込書と併せて上記確認書類の写しを同封してください。

※同居希望者がおられる場合は、申込者にて同居希望者のマイナンバー（個人番号）を確認し、申込書に記入してください。なお、同居希望者の上記確認書類は不要です。

※これまで番号確認書類として利用可能であった通知カードは廃止されました。ただし、経過措置が設けられたため、現在の氏名、住所等が記載されている場合に限り、引き続きマイナンバー（個人番号）を証明する書類として利用していただくことができます。

4. 申込から入居まで

お申し込み

(市役所市営住宅課へ申込用紙を持参または郵送してください。)



所得の審査

(草津市で市民税が課税されており、申込書にマイナンバー(個人番号)の記入がある方のみ)



抽選会の日時・場所等の案内

**抽選で入居資格審査順位を決定します。
審査順位 2~5 位の方は、補欠者として
一定期間登録します。**



抽選会

(8月29日(木)または 9月2日(月))



必要書類の提出・居宅訪問

入居資格が確認できる証明書類等を提出していただき、実態調査を行います。



入居資格の審査

資格不適格となった場合は、次の順位の方に資格が移ります。



入居決定の通知および入居手続きについての案内



入居手続きの書類提出・カギ渡し

(令和6年11月予定)

入居手続きに必要な書類の提出と、家賃(1か月分)・敷金(家賃の3か月分)の納付をしていただきます。

！ご注意ください！

所得の審査を通過し公開抽選において入居資格審査順位1位となった場合であっても、その後の居宅訪問や入居資格の審査において申込書、その他添付書類の内容と事実が相違することが認められた場合は、入居資格を失います。(2位から5位についても同様)

5. 公開抽選における倍率優遇について

次のいずれかに該当する申込者（世帯）は、公開抽選となった場合、倍率優遇を受けることができます。なお、複数該当する場合であっても重複して優遇は受けられません。

※倍率優遇を希望される方は下記証明書類を入居資格審査時に提出ください。

なお、入居資格審査時に書類の提出ができなかった場合は、入居資格を失います。

該 当	要 件	入居資格審査時に必要な 証明書類	抽選 回数
①多子世帯	受付開始日において18歳以下の扶養親族である子（胎児を含む。）が3人以上いる世帯。	・年齢が確認できる書類の写し （住民票、保険証等）	2回
	上記に加え、面積60㎡以上の物件に応募した場合。	・母子（親子）健康手帳	3回
②ひとり親世帯	配偶者がなく、受付開始日において18歳以下の子を扶養している母または父と子の世帯。 （子のうち18歳以下の子を1人でも扶養していれば対象。また、入居者が妊娠している場合も含む。）	下記のいずれか ・福祉医療費受給券（ひとり親家庭助成制度）の写し ・戸籍謄本 ・児童扶養手当証明書の写し ・母子（親子）健康手帳	3回
③子育て世帯	受付開始日において18歳以下の扶養親族である子がいる世帯。（入居者が妊娠している場合も含む。）	・年齢が確認できる書類の写し （住民票、保険証等） ・母子（親子）健康手帳	2回
④高齢者世帯	申込者、同居家族がいずれも60歳以上である世帯。 （申込受付最終日において60歳以上であること）	年齢が確認できる書類の写し （住民票、保険証等）	2回
⑤障害者世帯	次のいずれかの該当する方を含む世帯。 （ア）身体障害者世帯 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで （イ）精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで （ウ）知的障害者 （イ）の精神障害の程度に相当する程度	身体障害者手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し、その他精神障害者であることを証する書類 療育手帳の写し、その他知的障害者であることを証する書類	2回

<p>⑥配偶者からの暴力被害者 (DV被害者)</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止等法」）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの。 (ア)配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない。 (イ)配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立を行った者で当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していない。 (ウ)女性支援相談センターが発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書、その他これに類する書類の交付を受けたもの。</p>	<p>県子ども家庭相談センター長等の証明書または裁判所の保護命令決定書の写し</p>	<p>2回</p>
<p>⑦犯罪被害者</p>	<p>犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で当該犯罪被害者により現に住宅に困窮していることが明らかであると市長が認める者。</p>	<p>犯罪被害者の申告書 その他必要な証明書類</p>	<p>2回</p>
<p>⑧戦傷病者世帯</p>	<p>戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または表ノ3の第1款症の障害のある方を含む世帯。</p>	<p>戦傷病者手帳の写し</p>	<p>2回</p>
<p>⑨原爆被爆者世帯</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により、厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。</p>	<p>特別手当証書の写し、被爆者手帳の写し</p>	<p>2回</p>
<p>⑩引揚者世帯</p>	<p>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方を含む世帯。</p>	<p>引揚証明書</p>	<p>2回</p>
<p>⑪ハンセン病療養者世帯</p>	<p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所等の方を含む世帯。</p>	<p>ハンセン病療養所等の長の証明書、その他入所者等であることを証する書類</p>	<p>2回</p>

6. 募集住戸

団地名 部屋番号	築年度	間取り 広さ (別紙参照)	階 数	収入月額に 対する家賃 (令和6年度)	備 考
笠縫団地 412号	平成23年	2DK 52.1㎡ <単身可>	4階 (10階建て)	19,500円 ~44,800円	エレベーター：有 風呂：有
笠縫団地 902号	平成19年	3LDK 70.5㎡	9階 (10階建て)	26,000円 ~59,700円	エレベーター：有 風呂：有
笠縫団地 1008号	平成23年	1DK 36.2㎡ <単身可>	10階 (10階建て)	13,500円 ~31,100円	エレベーター：有 風呂：有
橋岡団地 205号	平成19年	2LDK 55.6㎡ <単身可>	2階 (3階建て)	21,500円 ~49,300円	エレベーター：有 風呂：有
陽ノ丘団地 303号	平成28年	2DK 54.8㎡ <単身可>	3階 (6階建て)	21,100円 ~48,500円	エレベーター：有 風呂：有
常盤団地C棟 104号	昭和56年 (R6全面リフォーム)	3DK 51.1㎡	1階 (4階建て)	※13,000円 ~30,000円	エレベーター：無 風呂：有 【子育て世帯募集枠】
常盤団地C棟 304号	昭和56年 (R6全面リフォーム)	3DK 51.1㎡	3階 (4階建て)	※12,900円 ~29,600円	エレベーター：無 風呂：有 【子育て世帯募集枠】

※市営住宅の毎月の家賃は、世帯収入により異なることから、上記の通り表記しております。

※常盤団地C棟104号・304号の家賃については、常盤団地長寿命化工事が完了する令和7年に見直し(数千円程度上昇)を予定しています。

※上記の間取り広さには、バルコニーの広さを含みません。